

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、令和4年12月5日付けで不存在を理由として行った公文書不開示決定は、妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、令和4年11月21日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「埼玉県感染防止対策協力金（第16期）につき、埼玉県知事による新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づく営業時間短縮等の要請を行った期間（第16期においては令和4年1月21日から同年2月13日）には営業を行っていたが、その後、廃業することとした店舗について、埼玉県感染防止対策協力金を支給しない旨の取り扱い又は運用を定めた文書。また、埼玉県感染防止対策協力金のうち、第1期から15期、17期から18期について、同様に定めた文書。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し実施機関は、本件開示請求のうち「埼玉県感染防止対策協力金第6期～18期」については、該当する公文書は作成しておらず、存在しないとして、令和4年12月5日付で、公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、実施機関に対し、令和4年12月27日付けで、本件処分の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件審査請求について、令和5年2月10日に実施機関から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。

(5) 当審査会は、令和5年3月28日に実施機関の職員から意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、対象文書の全部を開示するとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

埼玉県が、「埼玉県感染防止対策協力金の支給に際し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づく営業時間短縮等の要請を行った期間（中略）には営業を行っていたが、その後（中略）、廃業することとした店舗について、埼玉県感染防止対策協力金を支給しない」という取扱い（運用）を行っていたことは明らかであるところ、当該取扱い（運用）を定めた文書が一切存在しないことはおよそ考えられない。

よって、対象文書の全部を開示するよう求める。

(3) 反論書の趣旨

埼玉県が開示した文書は、ホームページの更新可否を検討するための決裁文書であり、更新を検討する以前に本件取扱いをするか否かを検討し、決定しているはずである。

本件取扱いは支給要件に係る重要事項であり、しかも事務取扱要綱に記載のない要件について、埼玉県において何らの検討なく追加することは考えられず、何らか検討した文書が存在してしかるべきである。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 対象文書の不存在について

感染症防止対策協力金ホームページ「よくあるお問合せ（Q&A）」に「要請に応じて時短営業を行っていたが、申請前に廃業した場合は？」との内容及び回答の

ホームページへの掲載を伺う起案文書については開示したが、本件取扱いについて、上記で開示した文書以外は作成していない。

5 審査会の判断

(1) 本件処分について

本件処分は、本件開示請求に対し、実施機関が公文書を作成していないことを理由として行った公文書不開示決定である。

審査請求人は、埼玉県感染防止対策協力金事務取扱要綱（以下「要綱」という。）にない取扱いを決定している以上、当該取扱い又は運用を定めた文書が存在してしめるべきであると主張して、本件処分を取消し、対象文書の全部を開示することを求めている。

これに対し実施機関は、既の開示した「よくあるお問合せ（Q&A）」のホームページへの掲載を伺う起案文書以外に、当該取扱いを定めた文書は作成しておらず、本件開示請求の対象となる文書は不存在である旨主張する。

このため、当審査会では、実施機関の行った処分の妥当性について検討する。

(2) 本件処分の妥当性について

埼玉県感染防止対策協力金（以下「協力金」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づく営業時間短縮等の要請に協力した飲食店等を運営する事業者に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するとともに、経営上の影響を受ける事業者を支援することを目的として支給されるものである。

協力金は、要綱に規定された要件を満たす者に対し支給される。

また、県ホームページには「よくあるお問合せQ&A」が掲載されていたことが認められ、この中には、「要請に応じて1月21日から2月13日まで営業時間の短縮をしていましたが、申請前に廃業しました。この場合、協力金の対象となりますか？」「申請の時点で廃業により事業活動が終了している場合は、対象外となります。」との記載がある。

実施機関によれば、「よくあるお問合せQ&A」には、要綱に記載のない事項について疑義が生じた場合に、県内部で検討を行い、支給の可否について判断したもののうち一般的に共通する事項を掲載しているとのことである。

当該検討の方法について実施機関に確認したところ、協力金の支給事務を委託している事業者から口頭等による質問があった場合に随時検討及び回答をしており、その検討過程において文書を作成する仕組みとはなっていなかったとのことである。

当時の協力金支給事務が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策という特殊な事情の下に行われており、迅速な協力金の支給が求められる一方で、支給対象地域の拡大など、極めて多忙な時期であったことに鑑みれば、検討過程において文書を作成していないという実施機関の説明は必ずしも不自然、不合理なものではない。

その他に当該取扱いに関する文書が作成されたと認めるに足りる事情も伺えない。

(3) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

土田 伸也、石田 若菜、石塚 洋一

審議の経過

年 月 日	内 容
令和5年 2月10日	諮問(諮問第339号)を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和5年 3月28日	実施機関から意見聴取及び審議(第三部会第173回審査会)
令和5年 4月26日	審議(第三部会第174回審査会)
令和5年 5月16日	答申